

## 訪問介護サービス契約書別紙（令和6年4月1日版）

利用料お支払いいただく料金の単価は下記のとおりです。

自己負担額は、介護保険負担割合証に基づく利用者負担割合に応じた額となります。

下記料金表の金額は目安です。請求の際には端数処理の関係により誤差が生じる場合があります。

（訪問介護基本サービス料金：通常時間帯 午前8：00～午後6：00） 要介護1～5

### 【身体介護・特定事業所加算（I）適用】

	単位数	1回あたりの料金	自己負担額		
			(1割)	(2割)	(3割)
身体01・I 20分未満	163	1,630円	163円	326円	489円
身体1・I 20分以上30分未満	244	2,440円	244円	488円	732円
身体2・I 30分以上1時間未満	387	3,870円	387円	774円	1,161円
身体3・I 1時間以上1時間30分未満	567	5,670円	567円	1,134円	1,701円
身体4・I 1時間30分以上2時間未満	649	6,490円	649円	1,298円	1,947円
身1生1・I 20分以上30分未満の身体介助に引き続き生活援助20分以上45分未満	371	3,710円	371円	742円	1,113円

### 【生活援助】

	単位数	1回あたりの料金	自己負担額		
			(1割)	(2割)	(3割)
生活2・I 20分以上45分未満	179	1,790円	179円	358円	537円
生活3・I 45分以上	220	2,200円	220円	440円	660円

### 【通院等乗降介助】

	単位数	1回あたりの料金	自己負担額		
			(1割)	(2割)	(3割)
通院等乗降介助・I	116	1,160円	116円	232円	348円

(各種加算料金)

介護認定に関わらず共通の加算料金を徴収させていただきます。

初回加算	サービス計画を作成し、サービス提供責任者が訪問或いは訪問介護員と同行しサービスを行った場合	200 単位/月
緊急時訪問介護加算	居宅サービス計画書の計画内容にあつて、緊急時に通常のサービスに無い身体介護を行った場合	100 単位/月
生活機能向上連携加算 該当月 (Ⅱ)	訪問リハビリと利用者様宅を訪問したうえで、助言をもらいサービス提供責任者が、生活機能向上を目的とした計画書を作成し行った場合	200 単位/月
特定事業所加算 (Ⅰ)	訪問介護員の介護福祉士の割合が、30%以上であり、要介護 4 又は 5 の利用者が全体の 20%以上。 上記基本サービス料金に包含されます。	所定単位数の 20%/月
介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)	所定の要件に沿った賃金改善に関する計画を策定し、実施する場合	1 ヶ月あたりの所定単位数に 1000 分の 245 を乗じた額

(割増料金)

介護認定に関わらず利用時間帯によって共通の料金です。

時間帯	早朝 夜間	午前 6 : 00 ~ 8 : 00 午後 6 : 00 ~ 10 : 00	深夜 午後 10 : 00 ~ 翌午前 6 : 00
割増		25%	50%

\* 基本料金に対して、早朝、夜間は 25%増し、深夜は 50%増しになります。

(キャンセル料金)

介護認定に関わらず、利用者の都合によりサービスを中止する場合は、下記のキャンセル料をお支払いいただきます。

① 利用日の前日午後 5 時までに連絡いただいた場合	無料
② 利用日の前日午後 5 時～利用日当日の連絡	当該基本料金の 50%
③ 訪問時不在・またはキャンセルの場合	当該基本料金の 100%

(サービス提供時に発生する交通費)

- ① 通常のサービスを提供の場合は無料です。
- ② 通院等 (ショートステイの入・退所含む。) の外出の際にかかる訪問介護員の交通費 (居宅から目的地までの実費) を負担いただきます。

(その他の費用)

利用者の居宅でサービスを実施する為に使用する、水道・ガス・電気、おむつ等の資材等の費用は利用者の負担になります。

※訪問内容

身体介護	食事介助・入浴介助・清拭・更衣介助・身体整容・体位変換・移動移乗介助・服薬介助・起床/就寝介助・自立生活支援の為の見守りの援助
生活援助	買い物・調理・掃除・洗濯
通院等乗降介助	定期的な通院、入退院、日常のお買い物 ※ケアプランに計画されていることが条件となります。